秋田県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	秋田県
許可番号	00554010535
許可期限	令和9年2月7日

番号	特別管	理 産業廃棄物区分	取扱	注釈										
1	令第15		0		由類、軽油類	及び灯油類に	こ該当するも	<u>၈</u>)						
2	令第2号		0		イオン濃度指									
3	令第35	<u>- </u>	0		水素イオン濃									
4	令第45	-	感染性廃棄		73.77(1.3 = 1/2	(X)113X(P1.17	12.00%(200)	, ,						
	1,2,1,	•	枝番	01	02	03	×	05	06	07	08	09		
			ТАН	01	UZ.	00		00	00	07	00	00		
			種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラス チック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	政令第2条 第13号廃 棄物		
			取扱	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
5 イ	令第5号	 号イ		×	(廃PCB等)									
5 □	令第5号			×	(PCB汚染物	勿)								
5 /\	令第5号	号ハ		×	(PCB処理物	(PCB処理物)								
5 ^	令第5号	루 ヘ		0	(廃石綿等)									
5	令第5号	第5号二、ホ及びト~ン 枝番			а	b	С	d	е	f	g	h		
	枝番 有害物質名				燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥		
	1 アルキル水銀化合物					0		0	0	0	0	0		
	2	水銀又はその化合物			0		0	0	0	0	0			
	3	カドミウム又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0		
	4	鉛又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0		
	5	有機燐化合物				0		0	0			0		
	6	六価クロム化合物			0	0		0	0	0	0	0		
	7	砒素又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0		
	8	シアン化合物				0		0	0			0		
	9	PCB				×		×	×			×		
	10	トリクロロエチレン				0	0	0	0			0		
	11	テトラクロロエチレン				0	0	0	0			0		
	12	ジクロロメタン				0	0	0	0			0		
	13	四塩化炭素				0	0	0	0			0		
	14	1、2ージクロロエタン				0	0	0	0			0		
	15	1、1ージクロロエチレン				0	0	0	0			0		
	16	シスー1、2-ジクロロエチレ	ン			0	0	0	0			0		
	17	1、1、1ートリクロロエタン				0	0	0	0			0		
	18	1、1、2ートリクロロエタン				0	0	0	0			0		
	19	1、3ージクロロプロペン				0	0	0	0			0		
	20	チウラム				0		0	0			0		
	21	シマジン				0		0	0			0		
	22	チオベンカルブ				0		0	0			0		
	23	ベンゼン				0	0	0	0			0		
	24	セレン又はその他化合物			0	0		0	0	0	0	0		
		1,4-ジオキサン			×	×	×	×	×	×	×	×		
	26	ダイオキシン類			0	0		0	0		0	0		
	27													
	28													
	29													
6	30 令第6 ⁵	<u></u> 클	×	法第2条第4	項第2号廃棄	 物の焼却施	】 設集塵施設 ⁻	 で集められた	 <u>-</u> ばいじん					
7	令第75	루								₩1=hn τ=: '	· + 0			
8	へ フィッコン <u>今</u> 知0日								らを処分のた		こもの			
9	ス ダイオイ								処理したもの 					
10	1. 710		ばいじん(集	(連施設で集成表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	めた法第2条	· 弗4垻第2号	発果物に限る	5)						
11														
【注1】	「令第1号	号」は、廃棄物の処理及び清掃	_ に関する法律	⊥ 津施行令第2条	:の4第1号を意	味する。								

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。 【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

青森県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

=L - 7 7 TL	4- DJ (# 70 + 4- + - + 10 10 4
許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県•政令市	青森県
許可番号	00251010535
許可期限	令和11年2月19日

番号	特別管	理 産業廃棄物区分	取扱	注釈	破砕No.3	破砕No.4							
1	令第15	루	0	廃油(揮発)	由類、軽油類	及び灯油類に	こ該当するも	の)					
2	令第2号	弓	0	廃酸(水素/	イオン濃度指	数(pH)2.0以	下のもの)						
3	令第3号	弓	0	廃アルカリ(水素イオン濃	度指数(pH)	12.5以	O(%5)					
4	令第45	<u></u> 루	感染性廃葬	· 棄物									
			枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09	
			種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラス チック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず及 び陶磁器くず	政令第2条 第13号廃 棄物	
												- IN	
			取扱	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
5イ	令第5号	루イ		×	(廃PCB等)						•		
5 □	令第5号	루ㅁ		×	(PCB汚染物	ŋ)							
5 /\	令第5 5	号ハ		×	(PCB処理物	ŋ)							
5 ^	令第5 5	号へ		0	(廃石綿等)								
5	令第5号	号二、ホ及びト~ン		枝番	а	b	С	d	е	f	g	h	
	枝番	枝番 有害物質名			燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥	
	1	アルキル水銀化合物				0		0	0	0	0	0	
	2	水銀又はその化合物				0		0	0	0	0	0	
		カドミウム又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0	
	4	鉛又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0	
	5	有機燐化合物				0		0	0			0	
	6	六価クロム化合物			0	0		0	0	0	0	0	
	7	砒素又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0	
	8	シアン化合物				0		0	0			0	
	9	PCB				×		×	×			×	
	10	トリクロロエチレン				0	0	0	0			0	
	11	テトラクロロエチレン				0	0	0	0			0	
	12	ジクロロメタン				0	0	0	0			0	
	13	四塩化炭素				0	0	0	0			0	
	14	1、2ージクロロエタン				0	0	0	0			0	
	15	1、1ージクロロエチレン				0	0	0	0			0	
	16	シスー1、2-ジクロロエチレン				0	0	0	0			0	
	17	1、1、1ートリクロロエタン				0	0	0	0			0	
	18	1、1、2ートリクロロエタン				0	0	0	0			0	
	19	1、3ージクロロプロペン				0	0	0	0			0	
	20	チウラム				0		0	0			0	
	21	シマジン				0		0	0			0	
	22	チオベンカルブ				0		0	0			0	
	23	ベンゼン				0	0	0	0			0	
	24	セレン又はその他化合物			0	0		0	0	0	0	0	
	25	1,4-ジオキサン			0	0	0	0	0	0	0	0	
	26	ダイオキシン類			0	0		0	0		0	0	
	27												
	28												
	29												
	30												
6	令第6号	루	×	法第2条第4	 項第2号廃棄	物の焼却施		で集められた	 :ばいじん		•		
7	<u> </u>			ダイオキシン	- 類を基準以	上含むばい	じん又は燃え	殻及びこれ	らを処分のた	めに処理した	こもの		
8	令第8号 ×			ダイオキシン		上含む汚泥		分のために	処理したもの)			
9	令第9 ⁵	루	ばいじん(集	ン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のために処理したもの 集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)									
10	令第10)号	×	燃え殻(法第	第2条第4項第	2号廃棄物で	 ごあってダイオ	トキシン類を	含むもの)				
11	令第11	号	×	汚泥(法第2	条第4項第2	号廃棄物であ	うってダイオキ 	Fシン類を含	むもの)				
		号」は、廃棄物の処理及び清掃(○」は、取り扱うことができるもの					ナ取り扱うこと。	ができたいもの	ー Dを示す				

岩手県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県·政令市	岩手県
許可番号	00350010535
許可期限	令和8年12月12日

亚口	杜则色	田 产类应至物区八	U n ±17.	注釈								
番号		理 産業廃棄物区分	取扱		中 朱豆 中 朱豆,	ひょうじんていた米石!	-=t 业士 Z +	(1)				
2	令第15		0		由類、軽油類だ							
2	令第25		0		イオン濃度指導 水素イオン濃			O(%5)				
3	令第35		成為州家		小系1オン涙	浸扫致(pH)	12.3以上のも	((0)				
4	令第4 5 	5	感染性廃棄	1	00	00	0.4	٥٦		0.7		00
			枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09
			種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラス チック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	政令第2条 第13号廃 棄物
			取扱	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5 イ	令第55	 号イ	10.00	×	(廃PCB等)							
	令第5-	号口		×	(PCB汚染物	7)						
5 /\	令第5号ハ >				(PCB処理物	7)						
5 ^	令第5号へ ○			0	(廃石綿等)							
5	令第5号	号二、ホ及びト~ン		枝番	а	b	С	d	е	f	g	h
	枝番	支番 有害物質名				汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥
	1	アルキル水銀化合物				0		0	0	0	0	0
	2	水銀又はその化合物				0		0	0	0	0	0
	3	カドミウム又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0
	4	鉛又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0
	5	有機燐化合物			0		0	0	-		0	
	6	六価クロム化合物			0	0		0	0	0	0	0
	7	砒素又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0
	8	シアン化合物				0		0	0			0
	9	PCB				×		×	×			×
	10	トリクロロエチレン				0	0	0	0			0
	11	テトラクロロエチレン				0	0	0	0			0
	12	ジクロロメタン				0	0	0	0			0
	13	四塩化炭素				0	0	0	0			0
	14	1、2ージクロロエタン				0	0	0	0			0
	15	1、1ージクロロエチレン				0	0	0	0			0
	16	シスー1、2-ジクロロエチレン	シ			0	0	0	0			0
	17	1、1、1ートリクロロエタン				0	0	0	0			0
	18	1、1、2ートリクロロエタン				0	0	0	0			0
	19	1、3ージクロロプロペン				0	0	0	0			0
	20	チウラム				0		0	0			0
	21	シマジン				0		0	0			0
	22	チオベンカルブ				0		0	0			0
	23	ベンゼン				0	0	0	0			0
	24	セレン又はその他化合物			0	0		0	0	0	0	0
	25	1,4-ジオキサン			×	×	×	×	×	×	×	×
	26	ダイオキシン類			×	×		×	×		×	×
	27											
	28											
	29											
	30											
6 7	令第6 5		×	1-121-	項第2号廃棄							
8	令第85		×		ン類を基準以 ・ 概を其進い					-	さもの	
9	令第95		ン類を基準以 [塵施設で集&					•				
10	令第10)号	×		を 第2条第4項第							
11	令第11	号	×		条第4項第25							
		号」は、廃棄物の処理及び清掃 〇」は、取り扱うことができるもの					士取り扱うこと	ができたいもの	りを示す			
L/T/	メイツ	しょうかい オメンジベント こんり ひこん	v/、' 巡」laf	マロル、休日で	וו זרכיוו ניסי	ا[۸ ۱ ۲۷۷ ۵	04X73XJCC/	~ C=~~	ノベハッ。			

宮城県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	宮城県
許可番号	00450010535
許可期限	令和8年5月15日

亚口	杜则竺	田 产类肉至物区八	Un ±17.	注釈								
番号	令第15	理 産業廃棄物区分	取扱		由類、軽油類	及り、小丁・山米百月	一該当せるま	()				
2	令第2号		0		^{田短、} 軽油短ん イオン濃度指導			U)				
3	中第27	<u>- </u>	0		水素イオン濃			· ()				
4		-	感染性廃		小糸11ノ辰	浸拍数(p⊓/	12.3以工のモ	((0)				
-	令第4 5 	⋾		1	1 00	00	0.4	0.5	00	0.7	00	00
			枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09
			種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラス チック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず及 び陶磁器くず	政令第2条 第13号廃 棄物
				×	×	×	×	×	×	×	×	×
5 イ	令第55	 루イ		×	(廃PCB等)							
	令第5号			×	(PCB汚染物	7)						
5 /\	令第5号	<u>-</u> 号ハ	×	(PCB処理物	7 1)							
5 ^	令第5号	<u>-</u> 号へ	0	(廃石綿等)								
5	令第5号	号二、ホ及びト~ン		枝番	а	b	С	d	е	f	g	h
	枝番	有害物質名		1	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥
	1	アルキル水銀化合物				0		0	0	0	0	0
	2					0		0	0	0	0	0
	3	カドミウム又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0
	4	鉛又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0
	5	有機燐化合物				0		0	0			0
	6	六価クロム化合物		0	0		0	0	0	0	0	
	7	砒素又はその化合物		0	0		0	0	0	0	0	
	8	シアン化合物				0		0	0			0
	9	PCB				×		×	×			×
	10	トリクロロエチレン				0	0	Ô	0			0
	11	テトラクロロエチレン				0	0	0	0			0
	12	ジクロロメタン				0	0	0	0			0
	13	四塩化炭素				0	0	0	0			0
	14	1、2ージクロロエタン				0	0	0	0			0
	15	1、1ージクロロエチレン				0	0	0	0			0
	16	シスー1、2-ジクロロエチレン	 ン			0	0	0	0			0
	17	1、1、1ートリクロロエタン				0	0	0	0			0
	18	1、1、2ートリクロロエタン				0	0	0	0			0
	19	1、3ージクロロプロペン				0	0	0	0			0
	20	チウラム				0		0	0			0
	21	シマジン				0		0	0			0
	22	チオベンカルブ				0		0	0			0
	23	ベンゼン				0	0	0	0			0
	24	セレン又はその他化合物			0	0		0	0	0	0	0
	25	1,4-ジオキサン			×	×	×	×	×	×	×	×
	26	ダイオキシン類			0	0		0	0		0	0
	27											
	28											
	29											
	30											
6	令第6号		×	法第2条第4	項第2号廃棄	物の焼却施	設集塵施設 ⁻	で集められた	- ばいじん		•	
7	令第7号 × ダイオキシ				ン類を基準以	上含むばい	じん又は燃え	殻及びこれ	らを処分のた	めに処理した	こもの	
8	令第8年		ダイオキシン	ン類を基準以	上含む汚泥	及び該当を処	分のために	処理したもの	l			
9	令第95		ん(集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)									
10	令第10		×	燃え殻(法領	第2条第4項第	2号廃棄物で	であってダイオ	トキシン類を	含むもの)			
	令第11		X		条第4項第2 5		あってダイオキ	Fシン類を含	むもの)			
1		引は、廃棄物の処理及び清掃(〇」は、取り扱うことができるもの					ま取り扱うこと	ができないもの	Dを示す。			

山形県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	<mark> 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可</mark>
都道府県・政令市	山形県
加尼州木 以口巾	III//R
許可番号	00050010505
計り留写	00659010535
=L #0.00	A facility of a control of the facility of the
許可期限	<mark> </mark> 令和7年11月25日

番号	特別管	理 産業廃棄物区分	取扱	注釈								
	令第1号		0	廃油(揮発	油類、軽油類	及び灯油類	に該当するも	の)				
2	令第2号		0		イオン濃度指							
3	令第3号		0	+	(水素イオン濃			<u>-</u> の)				
1	令第4号	<u> </u>	感染性廃									
		-	枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09
			種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラス チック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	政令第2条 第13号廃 棄物
				×	×	×	×	×	×	×	×	×
 5 イ	令第5号			×	(廃PCB等)		_ ^	_ ^		^	_ ^	_ ^
	令第5号			×	(PCB汚染物	加)						
	令第5号		×	(PCB処理物)								
	令第5号			0	(廃石綿等)	<i>/</i> 3/						
5		<u>-</u> 号二、ホ及びト〜ン	枝番	a	b	С	d	е	f	g	h	
		有害物質名		TA ##	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥
	1	アルキル水銀化合物				0		0	0	0	0	0
		水銀又はその化合物				0		0	0	0	0	0
					0	0		0	0	0	0	0
	4	鉛又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0
	5	有機燐化合物				0		0	0			0
		六価クロム化合物			0	0		0	0	0	0	0
	7	砒素又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0
		シアン化合物				0		0	0			0
		PCB				×		×	×			0
	10	トリクロロエチレン				0	0	0	0			0
	11	テトラクロロエチレン				0	0	0	0			0
	12	ジクロロメタン				0	0	0	0			0
	13	四塩化炭素				0	0	0	0			0
	14	1、2ージクロロエタン				0	0	0	0			0
	15	1、1ージクロロエチレン				0	0	0	0			0
	16	シスー1、2-ジクロロエチレ	ン			0	0	0	0			0
		1、1、1ートリクロロエタン				0	0	0	0			0
		1、1、2ートリクロロエタン				0	0	0	0			0
	19	1、3-ジクロロプロペン				0	0	0	0			0
		チウラム				0		0	0			0
		シマジン				0		0	0			0
		チオベンカルブ				0		0	0			0
	23	ベンゼン				0	0	0	0			0
	24	セレン又はその他化合物			0	0		0	0	0	0	0
	25	1,4-ジオキサン				×	×	×	×		×	×
	26	ダイオキシン類			0	0		0	0		0	0
	27											
	28											
	29											
7	令第6号 令第7号		×		4項第2号廃棄					14 1 = bn +m · ·		
3	令第8号		×	ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のために処理したもの ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のために処理したもの								
)	令第9号	=	×		ン 類と 坐 半 必 							
10	令第10	号	×		第2条第4項第							
11	令第11	号	×	汚泥(法第2	2条第4項第2	号廃棄物でる	あってダイオ ^ュ	トシン類を含	むもの)			
		引は、廃棄物の処理及び清掃							*			

福島県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	福島県
許可番号	00757010535
許可期限	令和11年3月3日

	#± 只! 在	田 产类应至加豆八	Un ±17.	注 如									
番号	令第15	理 産業廃棄物区分	取扱	注釈 廃油(据祭)	由類、軽油類	ひょうじゃてきかます	-=太少士 Z +	M)					
0			0					0))					
2	令第2号		0		イオン濃度指導			. (1)					
3	令第35		0		水素イオン濃	度指数(pH)	12.5以上のも	((0)					
4	令第45	号	感染性廃葬	1	1 1		1				ı		
			枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09	
	種		種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラス チック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず及 び陶磁器くず	政令第2条 第13号廃 棄物	
			取扱	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
5 イ	令第55	 号イ		×	(廃PCB等)						!		
5 🏻	令第5号			×	(PCB汚染物	J)							
5 /\	令第5号			×	(PCB処理物								
5 ^		令第5号へ ○			(廃石綿等)								
5		<u>-</u> 号二、ホ及びト〜ン		枝番	а	b	С	d	е	f	g	h	
				М	燃え殻							指定	
	枝番 	支番 有害物質名				汚泥	廃油	廃酸 ————	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	下水汚泥	
	1	アルキル水銀化合物				0		0	0	0	0	0	
	2	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				0		0	0	0	0	0	
	3	カドミウム又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0	
	4	鉛又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0	
	5	有機燐化合物			0		0	0			0		
	6	六価クロム化合物			0	0		0	0	0	0	0	
	7	砒素又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0	
	8	シアン化合物				0		0	0			0	
	9	PCB				×		×	×			×	
	10	トリクロロエチレン				0	0	0	0			0	
	11	テトラクロロエチレン				0	0	0	0			0	
	12	ジクロロメタン				0	0	0	0			0	
	13	四塩化炭素				0	0	0	0			0	
	14	1、2ージクロロエタン				0	0	0	0			0	
	15	1、1ージクロロエチレン				0	0	0	0			0	
	16	シスー1、2-ジクロロエチレン	<u></u>			0	0	0	0			0	
	17	1、1、1ートリクロロエタン				0	0	0	0			0	
	18	1、1、2ートリクロロエタン				0	0	0	0			0	
	19	1、3ージクロロプロペン				0	0	0	0			0	
	20	チウラム				0		0	0			0	
	21	シマジン				0		0	0			0	
	22	チオベンカルブ				0		0	0			0	
	23	ベンゼン				0	0	0	0			0	
	24	セレン又はその他化合物			0	0		0	0	0	0	0	
	25	1.4-ジオキサン			×	×	×	×	×	×	×	×	
	26	ダイオキシン類			×	×		×	×	**	×	×	
	27							• • •					
	28												
	29												
	30												
6	令第65	l 릉	l	:+ # 0 A # 4	西笠0日南东	:#m	凯维 由北哥	大焦 ゆこム 土	1手いじ /				
7	令第75		×		項第2号廃棄 がなまま!!					よこか 頭:+	;-± 0		
8		へ ライオイン、 会等の日			ノ頬を基準以 ノ類を基準以								
9	<u>◆</u>				・ 規を坐中の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・								
10	令第10)号		第2条第4項第									
11	令第11	号	×	汚泥(法第2	条第4項第25	号廃棄物であ	あってダイオキ	Fシン類を含	むもの)				
I		号」は、廃棄物の処理及び清掃(○」は、取り扱うことができるもの					ま取り扱うことっ	ができないもの	 Dを示す。				
			. 53.513										

新潟県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	新潟県
許可番号	01559010535
許可期限	令和9年5月16日

亚口	杜则体	田 产类应至地区八	Un +17.	注										
番号	令第15	管理 産業廃棄物区分 取扱 注釈 号 ○ 廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)												
2	中第17 令第2 5		0					V)/						
3	中第27	<u> </u>		○ 廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの) ○ 原式(サイン) 濃度指数(pH)2.0以下のもの)										
4		<u>- </u>	〇 廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH) 12.5以上のもの)											
-	令第4 5 	5	感染性廃棄 共平	1	1 00	00	0.4	0.5	1 00	07	1 00	00		
	枝番			01	02	03	04	05	06	07	08	09		
			種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラス チック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	政令第2条 第13号廃 棄物		
			取扱	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
5 イ	令第5号				(廃PCB等)				ļ		!			
5 🗆	令第5号イ × 令第5号□ ×				(PCB污染物)									
5 /\	令第5号/ ハ ×				(PCB処理物)									
5 ^	令第5号	루 스	0	(廃石綿等)										
5	令第5号	号二、ホ及びト~ン	а	b	С	d	е	f	g	h				
	枝番 有害物質名				燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥		
	1	アルキル水銀化合物				0		0	0	0	0	0		
	2	水銀又はその化合物				0		0	0	0	0	0		
	3	カドミウム又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0		
	4	鉛又はその化合物			0	0		0	0	0	0	0		
	5	有機燐化合物				0		0	0			0		
	6	六価クロム化合物		0	0		0	0	0	0	0			
	7	砒素又はその化合物	Ō	0		0	0	0	0	0				
	8	シアン化合物		0		0	0			0				
	9	PCB		×		×	×			×				
	10	トリクロロエチレン		0	0	0	0			0				
	11	テトラクロロエチレン		0	0	0	0			0				
	12	ジクロロメタン		0	0	0	0			0				
	13	四塩化炭素		0	0	0	0			0				
	14	1、2ージクロロエタン		0	0	0	0			0				
	15	1、1ージクロロエチレン		0	0	0	0			0				
	16	シスー1、2-ジクロロエチレン				0	0	0	0			0		
	17	1、1、1ートリクロロエタン				0	0	0	0			0		
	18	1、1、2ートリクロロエタン				0	0	0	0			0		
	19	1、3ージクロロプロペン				0	0	0	0			0		
	20	チウラム				0		0	0			0		
	21	シマジン				0		0	0			0		
	22	チオベンカルブ				0		0	0			0		
	23	ベンゼン				0	0	0	0			0		
	24	セレン又はその他化合物			0	0		0	0	0	0	0		
	25	1,4-ジオキサン			×	×	×	×	×	×	×	×		
	26	ダイオキシン類			×	0		×	×		0	×		
	27													
	28													
	29													
	30													
6	令第6号		×		項第2号廃棄									
7	令第75	5	×	ダイオキシン	ン類を基準以.	類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のために処理したもの								
8					ン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のために処理したもの									
9	令第9 5	X はいしん(未歴ル設で未が)に広第2末第4項第2万焼果物に限る)												
	令第11		X		条第4項第2 5		 あってダイオ ^ュ	トシン類を含	むもの)					
		引は、廃棄物の処理及び清掃 〇」は、取り扱うことができるもの					ま取り扱うこと	ができないもの	りを示す。					